

SDGsと国際水準GAPガイドラインとの関係

2

飢餓を
ゼロに



目標2：飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

ターゲット 2.1

2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。

○関連する国際水準GAPガイドライン（以下、ガイドラインとする）の記載内容（例）

食品安全：農場の基本情報及びコーデックス規格のHACCPの考え方に沿って、食品安全（品質を含む）に関する危害要因について危害要因分析を実施し、食品安全上のリスクが高いと判断した危害要因について、危害要因による汚染を防止・低減する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施（青8、穀8、茶8、飼9、非8）

ターゲット 2.4

2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。

ガイドラインにより、「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」の5分野の取組を行うことで、農業の持続可能性を確保

3

すべての人に
健康と福祉を



目標3：すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

ターゲット 3.6

2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。

○関連するガイドラインの記載内容（例）

労働安全：器具、容器、設備、機械・装置及び運搬車両を把握し、安全装備等の確認、衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を実施（青36、穀40、茶38、飼42、非35）
取扱説明書の確認等による機械、装置、器具等の適正な使用（青39、穀43、茶43、飼45、非38）

ターゲット 3.9

2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

○関連するガイドラインの記載内容（例）

食品安全：ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの危害要因による土壌の汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染の可能性に関する評価の実施、評価結果に基づく対策の実施（青27、穀30、茶28、飼30、非27）

生産する農産物のカドミウム濃度が基準値を超える可能性のある地域では、その基準値を遵守できるよう、生産される農産物のカドミウム濃度に応じた低減対策の実施。それ以外の地域においても、食品安全上のリスクをできるだけ減らすため低減対策を実施（穀31）

環境保全：周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等の配慮と対策の実施（青44、穀48、茶48、飼50、非43）

農薬散布時における周辺作物・周辺住民等への影響の回避（青55、穀58、茶57、飼61、非53）

労働安全：農薬の容器等の表示内容を確認し、表示に基づく安全な作業を行うための装備を整え、調製、防除、片付け作業を行い、防除衣、保護装備等を適切に洗浄、乾燥し、他への汚染がないように保管（青56、穀59、茶58、飼62、非54）

4

質の高い教育を
みんなに



目標4：質の高い教育をみんなに

すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

ターゲット 4.4

2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。

○関連するガイドラインの記載内容（例）

農場経営管理：作業者が必要な力量を身に付けるため、教育訓練を実施（青20、穀22、茶21、飼22、非20）



目標5：ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

ターゲット 5.1

あらゆる場所における全ての女性及び女児に対する携帯の差別を撤廃する

ターゲット 5.5

政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。

○関連するガイドラインの記載内容（例）

人権保護：雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施（青16、穀18、茶17、飼18、非16）
家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施（青18、穀20、茶19、飼20、非18）



目標6：安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

ターゲット 6.3

2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。

ターゲット 6.6

2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。

○関連するガイドラインの記載内容（例）

環境保全：ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水（排水中の栄養成分を含む）やそれに含まれる植物残渣、廃棄物等の適切な管理（青32、穀35、茶33、飼35、非31）
1週間程度の止水期間を設け、湖畔を整備する等、水田からの農薬流出を防止する対策の実施（穀60、飼63）



目標7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

ターゲット 7.2

2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

ターゲット 7.3

2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

○関連するガイドラインの記載内容（例）

環境保全：エネルギー性能の高い機械等の導入等による省エネルギー化、再生可能エネルギーへの切り替え等、温室効果ガスの削減に資する取組等の実施（青41、穀45、茶45、飼47、非40）



目標8：働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する

ターゲット 8.5

2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一価値の労働についての同一賃金を達成する。

ターゲット 8.7

強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。

ターゲット 8.8

移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。

○関連するガイドラインの記載内容（例）

労働安全：農場の基本情報に基づき、労働安全に関する危害要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項についてリスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施（青9、穀9、茶9、飼10、非9）
適切に実施しなければ危険を伴う機械作業、高所作業又は農薬散布作業等従事者に対し、必要な能力及び資格を得るための訓練を実施（青22、穀25、茶23、飼25、非22）

人権保護：雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施（青16、穀18、茶17、飼18、非16）
技能実習生など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施（青17、穀19、茶18、飼19、非17）
労働条件を遵守し、労使間における労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施（青19、穀21、茶20、飼21、非19）

農場経営管理：組織体制を定めて、責任範囲及び責任者を決定し、周知するとともに、責任者の能力を向上するための体制を整備（青2、穀2、茶2、飼2、非2）
業務が原因で負傷、もしくは疾病にかかった農作業従事者を保護するための労災保険の成立手続の実施（青21、穀23、茶22、飼23、非21）



目標9：産業と技術革新の基盤をつくらう

強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

ターゲット 9.4

2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。

○関連するガイドラインの記載内容（例）

環境保全：省エネルギーに留意した機械等の使用や、エネルギー性能の高い機械等の導入等、温室効果ガスの削減に資する取組等の実施（青41、穀45、茶45、飼47、非40）
農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分するとともに、作物残渣等の有機物のリサイクル（堆肥の原料、家畜の飼料、畜舎の敷料等の用途へ仕向け）に取り組むなど廃棄物の削減を実施（青42、穀46、茶46、飼48、非41）



目標12：つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する

ターゲット 12.2

2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。

ターゲット 12.4

2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

ターゲット 12.5

2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

○関連するガイドラインの記載内容（例）

食品安全：食品安全にかかる全般の取組

農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法の再確認を実施（青53、穀56、茶55、飼59、非51）

環境保全：IPM（総合的病害虫・雑草管理）等の防除方法を実施（青49～51、穀51～53、茶51～53、飼55～57、非47～49）

農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分するとともに、作物残渣等の有機物のリサイクル（堆肥の原料、家畜の飼料、畜舎の敷料等の用途へ仕向け）に取り組むなど廃棄物の削減を実施（青42、穀46、茶46、飼48、非41）

ターゲット 12.8

2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

○関連するガイドラインの記載内容（例）

農場経営管理：食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の各分野に関する農場の運営方針を策定し、従業員に周知（青3、穀3、茶3、飼3、非3）



目標13：気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

ターゲット 13.1

全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

○関連するガイドラインの記載内容（例）

環境保全：被覆作物の栽培等、大雨や強風等による土壌の侵食を軽減する対策の実施（青29、穀33、茶30、飼33、非29）

農場経営管理：BCP（事業継続計画）を策定や農業保険への加入等、事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策の実施（青15、穀17、茶16、飼17、非15）

ターゲット 13.3

気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

○関連するガイドラインの記載内容（例）

環境保全：省エネルギー化やほ場からのメタン等の排出削減等、温室効果ガスの削減に資する取組等の実施（青41、穀45、茶45、飼47、非40）



目標14：海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

ターゲット 14.1

2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

○関連するガイドラインの記載内容（例）

環境保全：ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水（排水中の栄養成分を含む）やそれに含まれる植物残渣、廃棄物等の適切な管理（青32、穀35、茶33、飼35、非31）
農場から出るプラスチック資材等の廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分するとともに、作物残渣等の有機物のリサイクルに取り組むなど廃棄物の削減を実施（青42、穀46、茶46、飼48、非41）



目標15：陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

ターゲット 15.1

2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

ターゲット 15.3

2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。

ターゲット 15.8

2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優占種の駆除または根絶を行う。

○関連するガイドラインの記載内容（例）

環境保全：適地における不耕起栽培や堆肥の施用等による土壌の保水性・透水性の改善等の土づくりを実施（青29、穀33、茶30、飼33、非29）
食品残渣の管理の徹底、放任果樹の除去等、ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施（青45、穀49、茶49、飼51、非44）
セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施、その他外来生物を利用する場合の適切な飼養管理の実施（青46）



目標17：パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

ターゲット 17.17

さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

○関連するガイドラインの記載内容（例）

農場経営管理：工程管理の信頼性を確保するための農場のルールに基づく管理を遵守することについての外部委託先との合意（青12、穀14、茶13、飼14、非12）
食品安全を確保するための資材等の供給者及び検査機関を含むサービス提供者の評価及び選定に係る方法を定めて実施（適切な原料・資材、エネルギー等を安定して調達するために、信頼できる事業者から仕入れる、信頼できる外部分析機関等を活用する 等）（青13、穀15、茶14、飼15、非13）